



埼玉県報

号外第 6 号
令和 7 年(2025 年)
3 月 31 日
月曜日

目 次

規則

- 埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則（政策調査課）
- 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則（政策調査課）

告示

- 埼玉県議会議員の費用弁償に関する規程（政策調査課）

規則

埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

埼玉県議会議長 白 土 幸 仁

埼玉県議会規則第一号

埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則

埼玉県議会傍聴規則（平成四年埼玉県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第十条第一項中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号を削り、同項第十号中「議事」を「会議」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「前項第一号から第六号まで」を「前項第一号から第三号まで」に、「物品」を「物」に改める。

第十一条中第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十一条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同条第八号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県議学会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

埼玉県議会議長 白 土 幸 仁

埼玉県議会議規則第二号

埼玉県議学会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議学会議規則（昭和五十八年埼玉県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十二条の二」に、「第五十二条の二―第五十二条の八」を「第五十二条の三―第五十二条の九」に改める。

第三十二条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第四十三条第四項中「欠席したとき」の下に「（第五十二条の二の規定により質問するときを除く。）」を、「発言をしないとき」の下に「若しくは議場に現在しないとき（同条の規定により質問するときを除く。）」を加える。

第五十二条の八を第五十二条の九とし、第五十二条の二から第五十二条の七までを一条ずつ繰り下げ、第八章中第五十二条の次に次の一条を加える。

（質問の特例）

第五十二条の二 欠席した議員又は議場に現在しない議員について次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、質問することができる。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができる事由により出席が困難である場合

二 育児、介護その他のやむを得ない事由により出席が困難である場合

第七十条を削る。

第八十条に次の一項を加える。

2 前項第三号に掲げる事項を会議録に記載するに当たつては、第五十二条の二の規定により質問した欠席議員とそれ以外の欠席議員とを区別しなければならない。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会議員の費用弁償に関する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

埼玉県議会議長 白 土 幸 仁

埼玉県議会議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十二年埼玉県条例第十四号。以下「条例」という。)の規定に基づき、議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊料)

第二条 条例第四条第二項の議長が定める額(次項において「宿泊料基準額」という。)は、特別職の職員(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)第一条に規定する特別職の職員をいう。)の例によるものとする。

2 条例第四条第二項ただし書の議長が定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊料基準額を超える場合であつて、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 会議等に参加する場合で、当該会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、旅行者に宿泊施設を選択する余地がなく当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件に該当するとして最も安価な宿泊施設を選択するとき。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。